

米沢市未来を拓く農業支援事業

1 事業の趣旨

本市の農林漁業を活性化し、将来に向けて安全で安心な農林水畜産物及びその加工品の生産・流通・供給体制の確立と意欲ある農林漁業者の確保・育成を図るため、農業者等が行う積極的な取組を支援します。

2 事業の対象者

- (1) 本市に住所を有する農林漁業者で組織する団体
- (2) 認定農業者
- (3) 本市に住所を有する創業者
- (4) 本市に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者
- (5) 農業後継者
- (6) 認定新規就農者

3 事業の内容等

事業区分	補助事業の内容	補助対象経費の例	事業費	補助額(上限)
新規作物等導入事業	○新規性の高い農林水畜産物の栽培・飼育 ○新たな栽培・飼育方法の導入	種苗費、肥料費、資材費、栽培・飼育に必要な資機材費	20 万円以上	1/2 (上限 100 万円)
新商品開発事業	○本市において生産された農林水畜産物を使用した新商品の開発及び販売	原材料費、加工費、包装費、開発・販売に必要な資機材費		
販売促進・販路拡大事業	○本市において生産された農林水畜産物の販売促進及び販路拡大	加工費、販売促進ツール作成費、ホームページ等作成費、販売に必要な資機材費		
認定新規就農者・農業後継者経営支援事業	○認定新規就農者又は農業後継者が行う農林水畜産物の生産、新商品の開発及び販売	種苗費、肥料費、資材費、原材料費、加工費、包装費、栽培・飼育・開発・販売に必要な資機材費		
先端技術活用事業	○先端技術を活用した機械の導入などによる農作業の省力化又は効率化	農業用ドローン、農業用アシストスーツ、営農支援システム、営農管理システム、自動操舵システムなど	10 万円以上	1/2 (上限 50 万円)

裏面に続く

4 主な留意事項（※詳しくは担当へ御確認ください。）

- ◆原則として補助金交付決定後に事業着手（注文・契約・納品など）していただくことになります。
- ◆原則として完了検査が完了するまでは購入等した資機材等を使用することができません。
- ◆原則としてトラクター、田植機、コンバイン、作業小屋などのハード事業は補助対象外となります。
ただし、先端技術活用事業ではハード事業も補助対象となるほか、事業内容により、事業に必要な軽微な機械・設備も補助対象となる場合があります。

5 事業の流れ

（１）事前相談



（２）事業計画書の提出

《必要書類》

①事業計画書（紙又はデータでお渡しします。） ②見積書 ③カタログ、図面等



（３）関係機関による事業計画の審査

※農業振興課職員が説明しますので、事業主体の出席は不要です。



（４）事業計画の採択・不採択の通知



（５）交付申請～交付決定 ※（５）以降は採択の場合のみ



（６）事業の実施



（７）完了検査の実施



（８）実績報告～額の確定（事業完了後から２０日以内または翌年度の４月５日までに提出）



（９）補助金の振込

6 その他

事前相談及び事業申請後、事業着手が可能となるまでに約１ヵ月時間を要することがありますので、お早めに御相談くださいますようお願いいたします。

【担当】 米沢市産業部農業振興課農業振興担当

TEL:0238-22-5111(内線 4302) Mail:nousei-t@city.yonezawa.lg.jp